



訴 状

〒649-6215 和歌山県岩出市中迫602番8
原告 村上定幸

〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目2番1号、東成ビル3階
中神戸法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 野田底吾
" 羽柴修
" 本上博丈
" 西田雅年
" 萩田満
" 八木和也
" 野上真由美

〒561-0858 大阪府豊中市服部西町3丁目10番2号
被告(1) 宗教法人日本フリーメソジスト教団
代表者代表役員 畑野順一

〒649-6223 和歌山県岩出市高塚89番地
被告(2) 宗教法人日本フリーメソジスト岩出キリスト教会
代表者代表役員 真柳仁

牧師地位確認等請求事件

2015年9月16日

(〒650-0025) 神戸市中央区相生町1丁目2番1号、東成ビル3階
中神戸法律事務所 Tel078-341-3332 fax078-341-3452

原告訴訟代理人弁護士 野田底吾 (主任)

大阪地方裁判所 御中、



【請求の趣旨】

- 1、被告らは、原告が被告(2)日本フリーメソジスト岩出キリスト教会の教会担当教師(牧師)である事を確認する。
- 2、被告(1)は、原告が被告(1)の教会担当教師である事を確認する。
- 3、被告(2)は、原告に対し平成27年4月以降、毎月末日限り311,500円、更に毎年8月末日限り311,500円、2月末日限り467,250円を支払え。
- 4、訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに第3項につき仮執行の宣言を求めます。

【請 求 の 原 因】

1、当事者

- (1)、被告(1)は、福音主義キリスト教の信仰に基づく包括宗教法人であり、被告(2)は、その被包括宗教法人の教会である。
- (2)、原告は、平成10年被告(1)から教職執事(「教職会員」、甲2号証第84条、第88条)、平成24年には被告(2)の教会担当教師(「牧師」、甲2号証第99条)に任ぜられ、被告(2)の代表役員(甲2号証第100条、甲4号証第7条)、総会・役員会の議長となり、典礼などの執行や教務・財務など教会の事務処理を執行してきた(甲2号証第101条)。

2、経過

- (1)、原告が被告(2)教会の牧師として赴任した頃、既に教会堂の建替え問題を巡って教会内では種々の意見があり、信者間でも意見の一致が困難な状態であった。その為、平成25年秋から建替え工事が始まるや、その都度発生する諸問題は、殆ど牧師である原告が一人で処理しなければならない状態であった。それでも何とか原告の奮闘により教会堂は完成したものの(平成26年4月)、その後の建築費の支払いや教会運営を巡って、又もや一部の信者(K氏)が自己意見を固執して引き回すなど、信者間で意見の一致をみる事が困難な状態にあった。こうした不協和の為、信者の多くが次第に教会運営に無関心となって行った。
- (2)、平成26年7月、K氏の暴言を巡って信者間での紛糾が発生した為、原告がK氏を咎めた事から、猛反発したK氏は原告牧師の排斥運動を起こし、K氏が被告(1)の理事長畑野に対し、原告を被告(2)牧師から外す様に働きかけた。
- (3)、これを受けた被告(1)は、原告から事情聴取もなく、11月中旬、任地指定委員会(甲2号証第26条~29条)が原告を次年度の被告(2)教会担当教師たる身分を外す旨の決定をなし、つづいて平成27年2月22日、理事長畑野が原告を次年度の巡回教師(甲2号証第104条)と任命した(甲5号証)。これにより原告は、被告(2)教会の牧師職を失い、現在、無給の巡回教師として過ごしている(但し、生活援助金として月額130,000円(期間限定付)の支給がある。甲2号証第120条)。
- (4)、原告は、自己に対するかかる扱いを正して貰うべく、被告(1)に対し、幾度も円満解決の為の話合いを申し入れてきたが、被告(1)は原告が代理人を就けた事すら非難し頑なに話を拒否している。

3、上記各決定の無効

- (1)、被告(1)は、原告の教会担当教師を外す決定をなすには、まず被告(2)の責任役員会での決議を要するところ(甲4号証第10条(14)及び(15))

》、かかる手続きも取られず、いきなり被告(1)の任地指定委員会が決定した。しかも同委員会は「教師の任地又は教務を変更しようとする時は、当該教師及び教会信徒代議員又は任命されている機関及び教師の意見を尊重して、任地又は職務を決定しなければならない」(甲2号証第29条)と定められているにも拘わらず、かかる手続きさえ取っていない。

(2)、巡回教師を任命する決定は、同教師が無給で、しかも被告(1)の被包括教会での典礼や教務などの執行が事実上殆どなく、「巡回」とは名ばかりで、実質的には体のいい自宅待機処分であり、被告ら宗教法人からの追放処分である。とすれば、上記(1)の如く教会担当教師を外す決定自体が正当な手続きが取られていない無効のものである以上、当然に巡回教師を任命する決定も無効である。

4、原告は、妻(45歳)、長男(8歳)、次男(4歳)を抱える一家の支柱であり、被告(2)からは(甲2号証第120条)教会担当教師として毎月末日限り「牧師謝儀」251,000円、「牧会伝道費」50,000円、「交通費」8,000円、「電話」1,500円が支給され(合計311,500円)、更に毎年夏季(遅くとも8月末日限り)には「夏季手当」として1ヶ月(即ち311,500円)、冬季(遅くとも2月末日限り)には「冬季手当」として1.5ヶ月(即ち467,250円)分が各支給されてきた(甲3及び6号証)。そこで上記各決定が無効である以上、これらを支払うべきであるが、被告(2)はこれを怠っているので、ここに訴求するものである。

【証拠方法】

- (甲1号証) 日本フリーメソジスト教団規則
- (甲2号証) " 教規
- (甲3号証) " 教職謝儀最低基準
- (甲4号証) 日本フリーメソジスト岩出キリスト教会規則
- (甲5号証) 任命書
- (甲6号証) 平成27年3月分謝儀明細書

【付属書類】

- 甲号証
- 被告らの法人登記簿謄本
- 被告(1)のホームページ(被告(2)の代表者牧師は真柳仁と表示)
- 訴訟委任状